

令和 3 年度

## やまぐち産業イノベーション促進補助金 [イノベーション]

〔医療関連分野、環境・エネルギー関連分野、バイオ関連分野〕

### [ 公 募 要 領 ]

山口県では、今後の成長が期待される医療関連分野（ヘルスケア関連分野を含む。以下同じ。）、環境・エネルギー関連分野（水素エネルギー関連分野を含む。以下同じ。）、バイオ関連分野で取り組む県内企業等の研究開発を支援し、県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図ることを目的として、「やまぐち産業イノベーション促進補助金」を創設しています。

このたび、令和3年度の補助金の公募を行いますので、申請を希望される方は、本要領に留意の上、御応募ください。

【公募期間】 令和3年（2021年）

4月5日(月)から 5月17日(月)まで

※ 補助事業の実施にあたっては、山口県産業技術センターイノベーション推進センターの支援を受けることができますので、申請をご検討の場合は、早めに山口県産業技術センターまでご連絡・ご相談いただきますようお願いいたします。

公募要領、申請に係る様式等は、以下のHPからダウンロードできます。

【山口県新産業振興課ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16900/index/>

山口県新産業振興課

検索

令和3年4月  
山 口 県

## 【 目 次 】

1	補助金の概要	1
2	補助対象経費	4
3	補助事業のスキーム	6
4	補助金の交付	7
5	公募期間	8
6	提出書類・提出先	8
7	審査・採択	9
8	各種手続きのスケジュール	11
9	事業者の責務	11
■	お問い合わせ先	12
	〔参考〕 人件費の計上における留意事項	13
	やまぐち産業イノベーション促進補助金[イノベーション] 事業計画書	14

# 1 補助金の概要

## (1) 目的

今後の成長が期待される医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野において、企業の戦略的な研究開発・事業化を支援することを目的とします。

## (2) 対象分野

医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野で、県内での事業化に結びつく先導的、先進的な研究開発・実証試験の取組について補助します。

※次の重点分野を中心に採択します。

《重点分野》

### ◇医療関連分野

<b>領域1 ヘルスケア（予防・健康管理等）の推進</b>
個人の予防・健康管理の推進や病気の早期発見につながる検査・診断技術等の開発促進により、健康寿命の延伸や医療費削減に資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎病気予防・健康増進のためのヘルスケア関連製品・技術等の開発 ◎AI等の先端技術を活用した予防・治療技術等の開発
<b>領域2 がん・生活習慣病等の治療技術の高度化</b>
個別化医療や再生医療・細胞療法等の治療技術高度化の促進により、健康寿命の延伸や先進医療の推進に資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎先進医療を実現する新たな機器や医薬品等の開発 ◎治療の改善・効率化を支援する機器や医薬品等の開発
<b>領域3 医療・介護現場の改善</b>
医療・介護現場の環境改善や業務効率化の促進により、医療・介護サービスや患者のQOLの向上、職員の負担軽減に資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎医療現場の改善・効率化を支援する機器等の開発 ◎介護作業支援や在宅医療・介護向け機器等の開発

### ◇環境・エネルギー関連分野

<b>領域1 水素等新たなエネルギーの創造</b>
再生可能エネルギーを活用した水素の製造や未利用資源由来等の新エネルギーの創造に資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎再生可能エネルギーを活用した水素の製造 ◎未利用資源由来等の新エネルギーの創造
<b>領域2 エネルギー・CO<sub>2</sub>の貯蔵・輸送・利活用技術の革新</b>
県内コンビナート群の生産過程で生じる水素や二酸化炭素の利活用や生産した電気、水素等の効率的な貯蔵・輸送・利活用に関するイノベーションの創出に向けた取組 ◎工場等で副次的に生産される水素や二酸化炭素等の利活用技術の開発 ◎容量や耐久性に優れた二次電池等のエネルギー貯蔵に関する技術・製品の開発
<b>領域3 環境負荷低減</b>
機能性材料*や環境関連製品・システムの開発など、省エネルギー化、環境負荷の低減や資源循環などに資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎エネルギーを効率的に消費するための技術・製品・システムの開発 ◎地球温暖化対策、資源有効利用、環境汚染対策などに関する技術・製品・システムの開発

※ 本補助事業における機能性材料とは、『強度や耐熱性などの材料特性という面で高いレベルにある、もしくは従来にない機能を有しており、幅広い用途での活用が進んでいる、あるいは今後の活用が期待される材料』のことを言います。

## ◇バイオ関連分野

領域1 バイオによる健康で豊かな社会の実現
地域のバイオ資源やバイオテクノロジーを活用した付加価値の高いバイオ素材など、健康で豊かな暮らしに資するイノベーションの創出に向けた取組 ◎地域資源を活用した高機能バイオ素材・製品の開発 ◎バイオテクノロジーを活用した医療・健康に関する新素材・製品の開発
領域2 バイオによる環境負荷の軽減
バイオ関連技術による環境浄化・資源の有効利用促進やエネルギー代替により、地球環境対策に資するイノベーションの創出 ◎バイオ関連技術による環境浄化・資源の有効利用などに関する技術・製品の開発 ◎バイオマス等を利用したエネルギー代替などに関する技術・製品の開発
領域3 バイオ関連のものづくり技術の高度化
新たなバイオ関連機器や周辺技術の開発など、これまで培われてきたものづくり技術等の高度化によるイノベーションの創出 ◎ものづくり技術による新たなバイオ関連機器・技術の開発 ◎アグリバイオ技術による農林水畜産業の高付加価値化の技術・製品の開発

### (3) 区分・補助率など

区 分	イノベーション 通常枠	
補 助 率	2 / 3 以内	
補 助 限 度 額	年間	15,000 千円
補 助 下 限 額	年間	5,000 千円 超
事 業 期 間	1 年間※	
採 択 件 数 目 安	2 件程度	

※ 研究開発等の期間が長期にわたる等、特に必要と認められる場合には、研究開発、実証試験を通算して、最長3年間まで継続可能とします。

実証試験の期間は1年間を限度とし、実証試験のみの公募は行いません。

### (4) 補助対象者

補助対象者は、企業を含む2者以上による研究開発グループとし、グループの構成員として県内中小企業が参画していることを要件とします。

ただし、計画期間中に県内中小企業の参画が確実に見込める場合は、公募時において県内中小企業を除く体制で応募することを認めます。この場合、公募時においても、どのような企業が、いつから参画するのか計画上明示してください。

## 《中小企業の範囲》

「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者<sup>※1</sup>または法人格を有する中小企業者の団体をさします。

ただし、みなし大企業<sup>※2</sup>については除きます。

※1 中小企業者（業種別）

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、及びその他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

※2 みなし大企業

- ・発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

また、個人では研究開発グループに参画することはできません。

代表申請者は、次のいずれかに該当する県内企業です。

- ① 県内に事業所（登記上の主たる事務所、工場、研究所等）をおく企業
- ② 県内の貸研究室、インキュベーション施設において研究開発を実施する企業

特例として、事業期間終了後に、補助事業の事業化の中心となる工場などの生産拠点を県内に整備する予定であることを要件<sup>※</sup>に、県外企業が代表申請者となることを認めます。 ※ 交付決定時に条件を付す場合があります。

## 《留意事項》

- ◆代表申請者及び研究開発グループの構成員
  - ・山口県税の滞納をしていないこと。
  - ・山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。
- ◆申請後や交付決定後に要件を満たさない事由が発生、判明した場合、補助金を交付しない、あるいは、補助金の返還を求める場合があります。

県では、企業間や産学公連携による新たな研究開発や情報交換の場の創出等を目的とした協議会、研究会<sup>※</sup>を設立しています。企業の皆様には、ぜひこの機会に入会いただきますようお願いいたします。

分野	協議会・研究会
医療	やまぐち医療関連成長戦略推進協議会
環境・エネルギー	環境・エネルギー研究会
バイオ	やまぐちバイオ関連産業推進協議会

※ 協議会、研究会は「次世代産業推進ネットワーク」の部会に位置づけられているものです。

## 2 補助対象経費

対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

また、本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

費目	費目内訳	補助対象経費
人件費	人件費 <sup>*1</sup>	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費(賃金)	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費 <sup>*2</sup>	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 注：購入、借用等の別とその理由を記載してください。 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費
共同研究費	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費 注：代表申請者と研究開発グループ構成員間の契約等によるものに限ります。
委託費	委託料	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費 注：補助対象経費の1/2以内としてください
事業費	謝金	研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	旅費	1 専門家からの技術指導をうける際の専門家旅費 2 研究開発における研究者等の旅費
	役務費	研究に必要な機械装置の保守等に要する経費
	原材料費	1 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 2 実験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費（試薬品、油、試験管、工作機械に使用される磨耗する刃物等）
	使用料及び賃借料	研究開発を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費（使用可能期間が1年未満、または、取得価額が10万円未満（税抜）のもの） 注：補助事業のみで使用されることが確認できるもので、事務用品等の汎用性の高いものは補助対象外とします
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
その他	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	

## 《補助対象とならない事例》

- 交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）
- 事業終了日までに支払が完了していない経費（人件費等債務の確定しているものは対象とする場合があります）
- 金融機関等への振込手数料
- 既公費負担人件費
- 消費税及び地方消費税※<sup>3</sup>
- 飲食等に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- パソコン、プリンタ等汎用性の高いもの
- 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込関係書類、領収書 等）が不備の経費

### ※<sup>1</sup> 人件費

- 人件費とは補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、原則、以下の計算式により構成員ごとに計算します。

$$\text{人件費} = \text{時間単価} \times (\text{直接作業}) \text{時間数}$$

- 詳細は、「[参考] 人件費の計上における留意事項」を参照してください。

### ※<sup>2</sup> 機械器具設置等の生産転用（研究成果活用型生産転用）

- 補助事業により取得する機械装置等の設備は、補助事業の実施において必要となる経費を対象とするものですが、研究開発に取り組むだけに使用するのではなく、事業計画に基づいて達成した補助事業の成果を活用して実施する事業に転用し、補助事業終了後も有効に活用することを認めます。
- 事前の承認手続きにより、財産処分に伴う補助金相当額の納付義務を免除することにより対応します。

### ※<sup>3</sup> 消費税及び地方消費税の取り扱い

- 事業計画の算定において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。
- ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めて算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
  - ② 免税事業者、簡易課税事業者である補助事業者
  - ③ 消費税法別表第3\*に掲げる法人の補助事業者
  - ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- \* ・財団法人、社団法人、学校法人、国立大学法人、(地方)独立行政法人 等



### 《生産転用の承認とならない例》

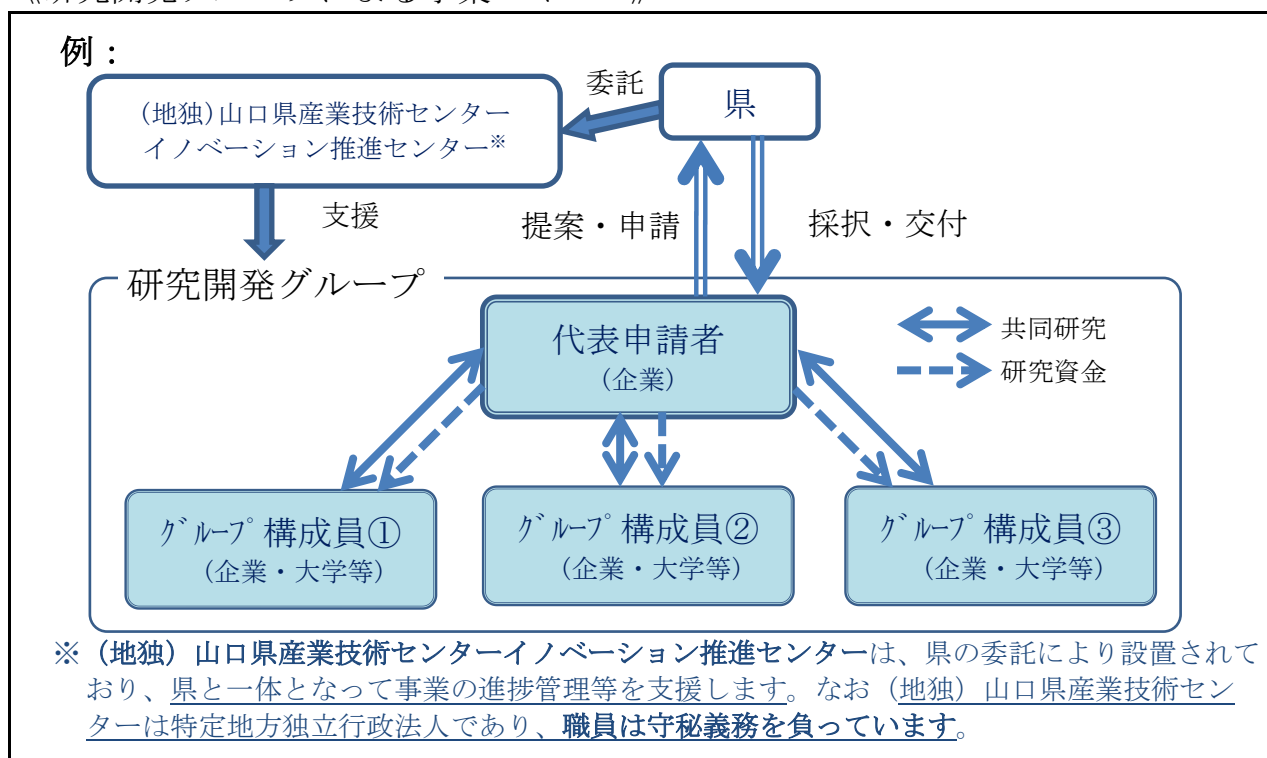
- 補助事業期間内における生産転用
- 補助事業の成果と関係のない事業活動への生産転用
- 生産転用に伴い設備の所有者の変更を伴うもの
- 事前の承認手続きを経ていない生産転用

### 《事業における利益排除》

- 補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品、研究開発グループや系列企業からの調達がある場合、利益相当分が含まれることは補助金交付上望ましくないことから、利益相当分を除いた経費を計上してください。
- 補助事業者の自社調達の場合  
→ 原価を補助対象経費としてください。
- 同一資本グループ、研究開発グループからの調達  
→ 取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象額としてください。これにより難しい場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額としてください。

## 3 補助事業のスキーム

### 《研究開発グループによる事業スキーム》





事業計画書は代表申請者が提出することとし、補助金の申請・交付についても、代表申請者が行います。

代表申請者以外の研究開発グループ構成員で発生する経費については、①代表申請者が一括経理処理（代表申請者で発注から支払いを行い、各構成員に納品（所有は代表申請者））とする、あるいは、②代表申請者とグループ構成員間で協議の上、契約等を締結し、補助金を配分することも可能です。

ただし、各構成員に補助金を配分した場合でも、各構成員における経理執行状況も代表申請者が責任を負うこととなります。契約、発注、支払関係の証拠書類等も代表申請者が支出する場合と同様に準備する必要があります。

事業採択時には、事業支援機関として（地独）山口県産業技術センターイノベーション推進センターが事業の進捗を支援します。支援に当たり、イノベーション推進センターと秘密保持契約等を締結して頂きます。また、イノベーション推進センターが指名した専任の事業支援担当者を配置します。

#### 専任の事業支援担当者の役割

- ・ 事業の進捗管理の支援
- ・ 進捗会議の招集、開催
- ・ 特許や各種認証の取得に関する相談支援（法令調査や専門家への仲介等）




## 4 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等に関して条件を付したり、予算の都合等により補助金額交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

複数年の計画で申請される場合も、年度毎の審査により、年度毎に補助金額を交付することになります。

《例：3カ年計画の場合》

令和3年度	令和4年度	令和5年度
		
③ 事業計画書提出 ③ 審査委員会 ③ 採択者決定・交付決定 ③ 事業開始 ③ 中間検査 ③ 進捗報告会 ③ 継続審査 ③ 実績報告・完了検査 ③ 補助金額の確定・支払	④ 交付申請 ④ 交付決定 ④ 中間検査 ④ 進捗報告会 ④ 実績報告・完了検査 ④ 補助金額の確定・支払	⑤ 交付申請 ⑤ 交付決定 ⑤ 中間検査 ⑤ 進捗報告会 ⑤ 成果報告 ⑤ 実績報告・完了検査 ⑤ 補助金額の確定・支払

したがって、期間中の補助金額の交付が確定しているものではなく、予算の状況や、年度における実績などの評価が低い場合等、次年度の補助金が減額あるいは交付されない場合があります。

## 5 公募期間

令和3年 4月 5日(月) ～ 5月17日(月) 17:15まで(必着)

※ 事業計画書の受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

## 6 提出書類・提出先

### (1) 提出書類

#### ①補助事業計画書

- (i) 計画書表紙(様式)
- (ii) 事業計画書(別紙1-2)
- (iii) 事業収支計画書(別紙2-2)

※ 様式は、山口県商工労働部新産業振興課のホームページからダウンロードして作成してください。(URL : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16900/index/> )

※ 表紙を除き、20頁以内で作成してください。

事業計画が複数年の場合は、表紙を除き、25頁以内で作成してください。

※ 事業計画書は7月から翌年2月までの期間で作成してください。

※ 事業計画書は表紙を除き1ページからページを付してください。

#### ②参考書類

- (i) **企業概要及び経歴** (構成員各社分、自社様式、既存の企業パンフレットでも可)
- (ii) **直近3期分の決算報告書** (貸借対照表、損益計算書等)
- (iii) **県税の納税証明書**

※ 大学等については参考書類の提出は不要です。

### 《注意事項》

- ・提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- ・最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

## (2) 提出方法

提出書類	提出方法	必要部数 (郵送の場合)
①補助事業計画書	電子メール	—
②参考書類		
(i) 企業概要及び経歴	電子メール 又は 郵送	各 1 部
(ii) 直近 3 期分の決算報告書 (貸借対照表, 損益計算書等)	電子メール 又は 郵送	
(iii) 県税の納税証明書	郵送	

### 【提出先メールアドレス】

a16900@pref.yamaguchi.lg.jp  
nagata.masamichi@pref.yamaguchi.lg.jp

- ※ メールを表題に「やまぐち産業イノベーション促進補助金申請」と記載してください。
- ※ 受信できる容量は 10MB までとなりますので、データファイルの容量を調整してください。
- ※ メール送信した際には、電話にてその旨お知らせください。(TEL : 083-933-3150 (山口県新産業振興課次世代産業推進班))

### 【郵送先】

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号 (山口県庁 8 階)  
山口県 商工労働部 新産業振興課 次世代産業推進班 宛

- ※ 封筒に「やまぐち産業イノベーション促進補助金申請」と記載してください。

## 7 審査・採択

### (1) 審査

県が設置する審査委員会において、申請書類及び研究開発グループの構成員によるプレゼンテーションに基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。

なお、申請件数が多数の場合は、申請書類に基づいて、事前選考を行った上で、審査を行う場合があります。

また、プレゼンテーションの実施 (20 分程度) にあたっては、応募期間終了後、審査日及び時間についてご連絡します。

## (2) 主な審査項目

---

- 競争力のある先導的・先進的な研究開発であるか。
- 県内での事業化に結びつく研究開発であるか。
- 開発・生産拠点が県内で発展するとともに、県内の関連企業の新事業展開(設備投資・新規雇用等)が促進されるなど、地域経済への多大な波及効果が見込めるか。

### ◎ 研究開発体制等

- ・ 研究開発グループの体制、人員配置等の開発体制
- ・ 研究開発の推進方法、関係機関等との協力体制
- ・ これまでの産学公や企業間連携等の取組（遂行能力）
- ・ 事業期間の妥当性
- ・ 資金面等財政の健全性

### ◎ 研究開発内容の先導性、先進性

- ・ 研究課題の認識や解決手法、期間の妥当性
- ・ これまでの基礎研究、成果の検証
- ・ 開発における技術の新規性・優位性

### ◎ 事業化の見通し

- ・ 研究開発成果の事業化のイメージ及び実現性
- ・ 早期事業化に向けての戦略、計画、工程の明確化
- ・ 事業化する市場の動向分析、市場シェアの獲得

### ◎ 波及効果等

- ・ 県内における事業化（設備投資や雇用計画等）
- ・ 県内経済への波及効果（県内企業における新事業展開等）
- ・ その他県内への効果等

## (3) 採択結果（採択又は不採択）の通知等

---

採択結果については、6月下旬に申請者に通知する予定で、採択された事業はテーマ等を公表します。なお、審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承下さい。

## 8 各種手続きのスケジュール（令和3年度の予定）

区分	県	補助事業者
4/5～5/17	公募期間	
～ 5/17		事業計画書提出*
6月上旬	補助金審査委員会	
6月下旬	採択者決定（補助事業内示）	
		補助金交付申請
7月上旬	補助金交付決定	
		補助事業開始
	中間検査	
12月	進捗報告会（現地視察）	
2月下旬		実績報告
3月	継続審査、完了検査	
3月中旬		精算払請求
3月下旬	補助金支払	

## 9 事業者の責務

### (1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定若しくは採択の取消し又は交付の決定を取り消す場合があります。

- ① 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
- ② やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱又は実施要領に違反した場合
- ③ 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

### (2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 30 パーセントを超える変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
  - ・補助事業を完了した日から起算して 10 日を経過した日
  - ・補助事業を実施した年度末
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度末日まで保存すること。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。また、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部を県に納付すること。
- ⑨ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化に向けた活動状況などについて、県に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑩ 補助事業終了後、県が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。

#### ■お問い合わせ先（共通）

山口県 商工労働部 新産業振興課 次世代産業推進班  
〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号  
電 話：083-933-3150（ダイヤルイン）  
FAX：083-933-3159  
メール：a16900@pref.yamaguchi.lg.jp

#### ■技術的な支援に関するお問い合わせ先

（地独）山口県産業技術センター イノベーション推進センター  
〒755-0195 山口県宇部市あすとぴあ四丁目 1 番 1 号  
電 話：0836-53-5061（ダイヤルイン）  
FAX：0836-53-5071  
メール：inv\_manage@iti-yamaguchi.or.jp

## 〔参考〕人件費の計上における留意事項

人件費とは補助事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。業務運営及び運営管理の確認のため、補助事業に係る事業従事者の役割分担が分かる資料（体制図等）を作成すること。

人件費は原則として以下の計算式により構成員ごとに算出する。時間単価<sup>注1</sup>については、後述する算出方法により、事業従事者一人一人について算出する。なお、時間単価の算出方法等は、交付決定時のものとし、その後、実績報告・確定時において変更できないものとする。ただし、交付決定時の考え方にに基づき、時間単価の額は変更できるものとする。

また、時間数<sup>注2</sup>については、当該事業に従事した分についてのみ計上すること。時間数の算出に当たっては、従事日誌の作成が基本となるものであること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\text{注1}} \times (\text{直接作業}) \text{時間数}^{\text{注2}}$$

### 注1 時間単価の算出方法

時間単価の積算は原則として健保等級を用いた等級単価一覧表（経済産業省作成）により算出すること。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価の算定
健保等級適用者 (A)	全て	○	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者 以外の者 (B)	a) 年俸制 月給制	○	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	b) 日給制	×	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	×	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

区分	
健保等級適用者 以外の年俸制の 者 (B) -a)	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価※
健保等級適用者 以外の月給制の 者 (B) -b)	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価※



※ (B) - a)、b)の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬のうち、給与相当額など金銭で支給されるもの。 ※ 賞与については支給回数に関わらず、この算定に含む。

② 算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

注<sup>2</sup>（直接作業）時間数の算出

従事時間の算定を行うため、業務日誌を作成すること。

直接作業時間が1,800時間を超える場合は、1,800時間を限度とする。ただし、事業内容記載の研究開発計画に照らし、適正なエフォートを見積もること。

**留意点**

大学研究者等、理論上の参入を含め、公費が充当されている場合の person 費は、補助対象外とする。

## 等級単価一覧表 令和3年度適用

健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
等級	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	月給範囲額		
		以上 ～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	360	480	～ 84,420	480	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	420	560	84,420 ～ 97,820	560	
3	78,000	73,000 ～ 83,000	480	650	97,820 ～ 111,220	650	
4	88,000	83,000 ～ 93,000	540	730	111,220 ～ 124,620	730	
5	98,000	93,000 ～ 101,000	610	810	124,620 ～ 135,340	810	
6	104,000	101,000 ～ 107,000	640	860	135,340 ～ 143,380	860	
7	110,000	107,000 ～ 114,000	680	910	143,380 ～ 152,760	910	
8	118,000	114,000 ～ 122,000	730	980	152,760 ～ 163,480	980	
9	126,000	122,000 ～ 130,000	780	1,050	163,480 ～ 174,200	1,050	
10	134,000	130,000 ～ 138,000	830	1,110	174,200 ～ 184,920	1,110	
11	142,000	138,000 ～ 146,000	880	1,180	184,920 ～ 195,640	1,180	
12	150,000	146,000 ～ 155,000	930	1,250	195,640 ～ 207,700	1,250	
13	160,000	155,000 ～ 165,000	990	1,330	207,700 ～ 221,100	1,330	
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,050	1,420	221,100 ～ 234,500	1,420	
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,120	1,500	234,500 ～ 247,900	1,500	
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,180	1,580	247,900 ～ 261,300	1,580	
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,240	1,670	261,300 ～ 281,400	1,670	
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,370	1,830	281,400 ～ 308,200	1,830	
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,490	2,000	308,200 ～ 335,000	2,000	
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,620	2,170	335,000 ～ 361,800	2,170	
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,740	2,330	361,800 ～ 388,600	2,330	
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,870	2,500	388,600 ～ 415,400	2,500	
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,990	2,670	415,400 ～ 442,200	2,670	
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,110	2,840	442,200 ～ 469,000	2,840	
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,240	3,000	469,000 ～ 495,800	3,000	
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,360	3,170	495,800 ～ 529,300	3,170	
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,550	3,420	529,300 ～ 569,500	3,420	
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,740	3,670	569,500 ～ 609,700	3,670	
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,930	3,920	609,700 ～ 649,900	3,920	
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,110	4,170	649,900 ～ 690,100	4,170	
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,300	4,420	690,100 ～ 730,300	4,420	
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,490	4,670	730,300 ～ 770,500	4,670	
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,670	4,920	770,500 ～ 810,700	4,920	
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,860	5,170	810,700 ～ 850,900	5,170	
35	650,000	635,000 ～ 665,000	4,050	5,430	850,900 ～ 891,100	5,430	
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,230	5,680	891,100 ～ 931,300	5,680	
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,420	5,930	931,300 ～ 978,200	5,930	
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,670	6,260	978,200 ～ 1,031,800	6,260	
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,920	6,590	1,031,800 ～ 1,085,400	6,590	
40	830,000	810,000 ～ 855,000	5,170	6,930	1,085,400 ～ 1,145,700	6,930	
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,480	7,350	1,145,700 ～ 1,212,700	7,350	
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,790	7,760	1,212,700 ～ 1,279,700	7,760	
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	6,100	8,180	1,279,700 ～ 1,346,700	8,180	
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,420	8,600	1,346,700 ～ 1,413,700	8,600	
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,790	9,100	1,413,700 ～ 1,494,100	9,100	
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	7,160	9,600	1,494,100 ～ 1,574,500	9,600	
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,540	10,100	1,574,500 ～ 1,654,900	10,100	
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,910	10,600	1,654,900 ～ 1,735,300	10,600	
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	8,290	11,110	1,735,300 ～ 1,815,700	11,110	
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,660	11,610	1,815,700 ～	11,610	